

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和元年 12 月5日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
--------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900260号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900075号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成27年6月1日から平成28年3月1日に訂正し、平成27年6月から平成28年2月までの標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

平成27年6月1日から平成28年3月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成27年6月1日から平成28年3月1日まで

A社に平成28年2月29日まで勤務したが、同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失年月日が平成27年6月1日と記録されている。

給料支払明細書と資格喪失連絡票を提出するので、正しい記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された、給料支払明細書及び事業主の作成した健康保険厚生年金保険資格喪失連絡票により、請求者は、請求期間においてA社に勤務し、事業主により報酬が支払われていたことが確認できる。

また、オンライン記録及び日本年金機構より提出された請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届(以下「喪失届」という。)等によると、A社の事業主は、請求者に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日(以下「喪失日」という。)について、平成27年11月1日とする喪失届を平成28年2月2日に年金事務所に提出した後、同年2月10日に、当該喪失を取り消すための届書及び理由書を提出したため、年金事務所は同日及び同年2月12日に請求者に対し聴取を行い、平成27年10月31日付けで退職していない旨に加え、当該聴取日においても在職中であることを確認した上で、当該喪失の取消処理を平成28年2月16日付けで行っていることが確認できる。

しかしながら、上記のとおり、年金事務所は、平成28年2月の請求者からの聴取時点にお

いて、請求者がA社に在職中であることを確認していたにもかかわらず、請求者の同社における平成 27 年 6 月 1 日を喪失日とする喪失届が、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 28 年 3 月 22 日より後の平成 29 年 4 月 26 日に事業主により提出され、喪失日は遡って平成 27 年 6 月 1 日と記録されていることが確認できる。さらに、滞納処分票によると、当該喪失届が事業主より提出された平成 29 年 4 月 26 日当時、同社は厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成 27 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の喪失日は、請求者が保有する健康保険厚生年金保険資格喪失連絡票から、平成 28 年 3 月 1 日であると認められる。

また、平成 27 年 6 月から平成 28 年 2 月までの標準報酬月額については、上記喪失処理前の厚生年金保険の記録から、9 万 8,000 円とすることが必要である。